



発行
東京都

目地内

- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

目 次

告 示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除（二件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…三

- 港湾施設の供用廃止……………（港湾局港湾経営部経営課）…五

告 示（選）

- 政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができなくなった団体……………五

告 示

● 東京都告示第八百五十四号

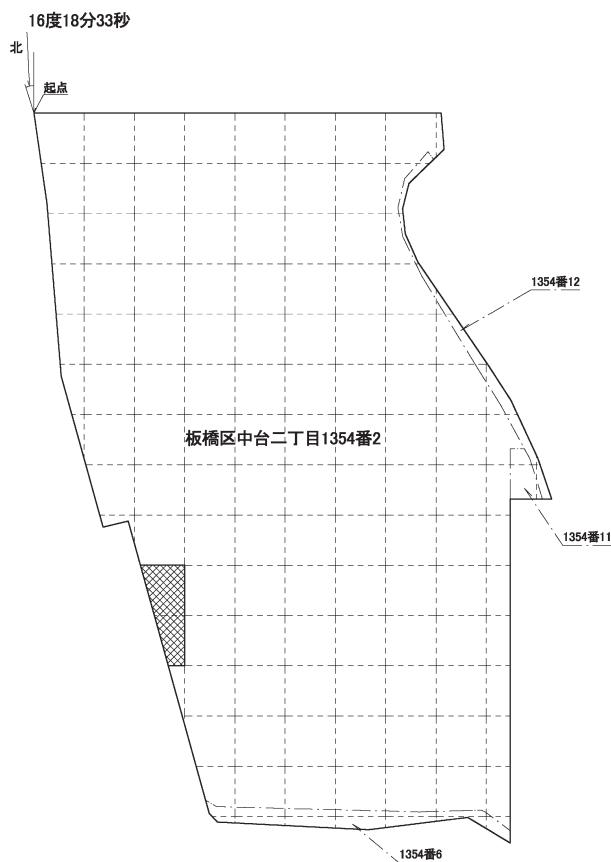
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條

第二項の規定により、令和七年東京都告示第五十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月十九日

東京都知事 小池 百合子
一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区中台二丁目）

別図



【起点】
起点は、板橋区中台二丁目1354番2の最北端とする。

【格子の回転角度(16度18分33秒)】
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡例	
—	敷地境界
—	筆境界
- - -	単位区画
▨	指定を解除する区域

● 東京都告示第八百五十五号
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條
第二項の規定により、令和七年東京都告示第一号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月十九日

東京都知事 小池百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋町地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

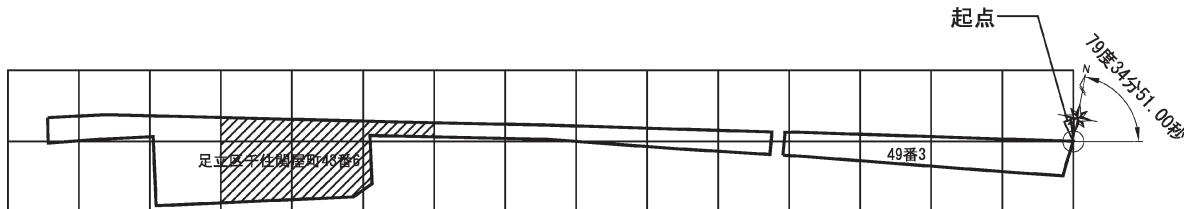
に適合していなかつた特定有害物質の種類 硒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかつた特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 敷地境界
- 単位区画

【起点】

起点は、足立区千住関屋町49番3の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

● 東京都告示第八百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和七年八月十九日

東京都知事 小池百合子

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| 一 路線名 | 境調布 |
| 二 變更の区間 | 調布市上石原一丁目三十五番二十二地先まで
から同所三十六番一地先まで |
| 三 変更の概要 | 別図表示のとおり |

別図

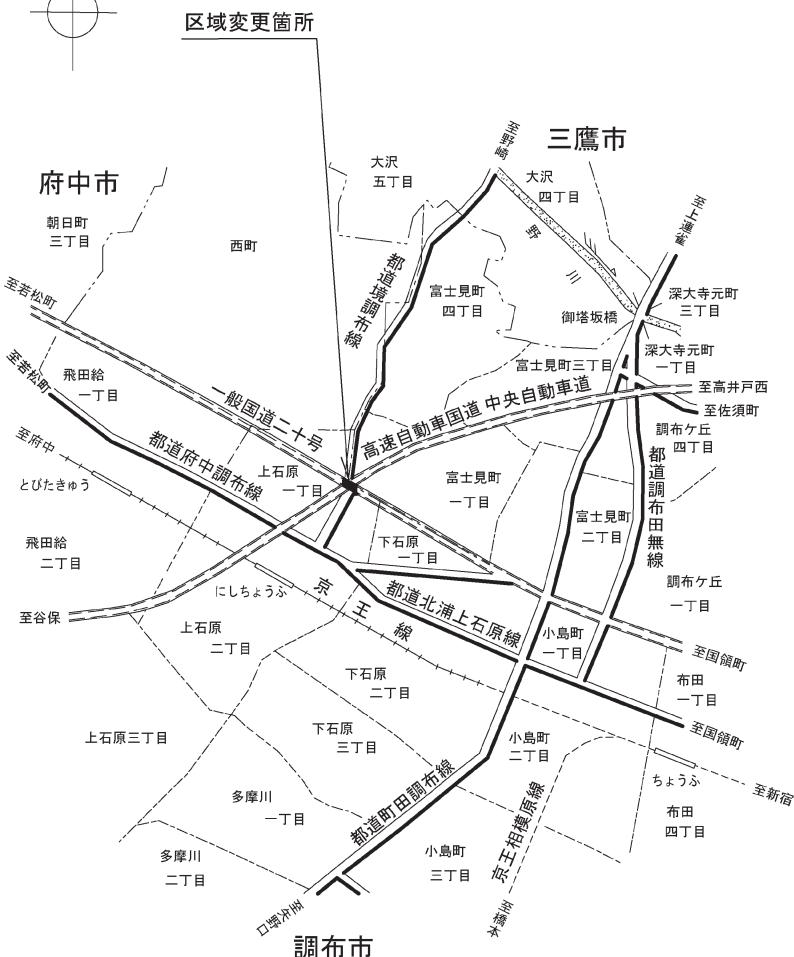
**都道境調布線区域変更略図
調布市上石原一丁目地内**

高速自動車国道・一般国道

都道



重用編入区域（一般国道二十号との重用編入）
延長 三六・四一メートル
面積 五五六・八四平方メートル



至若松町

一般国道二十号

三五の一一

至野崎

一一の四

三六の一

一〇

富士見町一丁目

至国領町

調布市

上石原一丁目

至上石原 都道境調布線



● 東京都告示第八百五十七号

東京都港湾管理条例（平成十六年東京都条例第九十三号）第五条の規定により、令和七年八月二十日限りで次の港湾施設の供用を廃止する。

令和七年八月十九日

種類	名称	級別	規模	構造	所在地
客船 ターミナル 施設	青海客船 ターミナル マートル	二級 八〇二・ 三三平方 メートル	延床面積 平屋建 敷地面積 一四、四 一一・六 四平方メ ートル	鉄骨造 江東区青海二 丁目八番十一 号	

● 東京都選挙管理委員会告示第八十九号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第一百九十四号）第十七条第二項の規定により令和七年四月一日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

令和七年八月十九日

東京都選挙管理委員会

政治団体名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地
自由民主党東京都北区第三十一支部	坂場 正岳	伊東 泰晴	北区王子本町1-5-16
自由民主党東京都江東区第三十五支部	庄野 剛志	上西 信之	江東区森下4-24-1
自由民主党東京都中野区第三十三支部	生藤 健人	竹内 初恵	中野区沼袋4-27-3
自由民主党東京都港区第四十五支部	坂本 圭	森井 誠一	港区港南2-4-7
愛と正義の文京区政	佐藤 元	佐藤 元	文京区目白台2-14-9
あたらしい党	高橋 元気	高橋 元気	中央区晴海5-1-9
荒川から維新の風を	高岡 明広	荒川 和宣	荒川区南千住2-10-8
いいじま文彦後援会	飯島 文彦	飯島 妃路子	多摩市和田9-6
石塚あつし後援会	石塚 淳志	石塚 亜希菜	多摩市連光寺5-7-29
板橋にグレートな未来を!	高山 真吾	高山 真吾	板橋区蓮沼町22-3
今井ひろし後援会	今井 洋	小川 裕康	杉並区宮前1-11-9
大塚あかね後援会	大塚 あかね	春原 克美	羽村市羽中2-15-12
音無ほむら	江藤 貴紀	江藤 貴紀	文京区関口1-2-8
改革保守	藤木 光裕	花野 恭子	千代田区永田町2-17-3
柿沢ゆきえ後援会	柿澤 幸絵	野上 七郎	江東区富岡1-26-21
旧統一教会と戦う日本第一党	中村 和弘	中村 和弘	渋谷区東2-1-4
暮らしやすい多摩をつくる会	小泉 慎平	小泉 佳奈子	多摩市諏訪4-18-10
黒川仁後援会	黒川 仁	黒川 文世	大田区池上6-30-3
元気な「あだち」をつくる会	佐藤 正一	佐藤 裕子	足立区梅田3-13-22
興山会	林 智興	肥後 智嘉志	豊島区池袋1-2-5
坂場正岳後援会	坂場 正岳	李 恵環	北区王子本町1-5-16
坂本けい後援会	坂本 圭	坂本 光	港区港南1-6-38
佐々木あきらを応援する会	佐々木 朗	善方 聰子	狛江市西野川3-14-12
佐藤ありさ後援会	佐藤 安里紗	佐藤 裕子	足立区梅田3-13-22
佐藤はじめ後援会	佐藤 元	佐藤 元	文京区目白台2-14-9
自由を守る会小金井支部	高木 章成	高木 章成	小金井市東町5-15-7
生涯現役社会の実現に向けた政策研究会	細井 洋輔	細井 洋輔	文京区千駄木5-46-7
庄野剛志後援会	庄野 剛志	庄野 剛志	江東区森下4-24-1
女性ファーストの会	小林 綾	小林 綾	八王子市元八王子町3-2152-35
高橋元気後援会 Circle of Chuo-City	高橋 元気	田中 大介	中央区晴海5-1-9
多摩みらいの会	福島 真	篠塚 元	多摩市聖ヶ丘3-2-13
動物愛護党	田中 健	田中 ひで子	江戸川区中央4-25-14
都・区議会一元化を考える会	黒川 仁	黒川 文世	大田区池上6-30-3
都民ファーストの会橋本久美後援会	橋本 久美	橋本 久美	豊島区南池袋3-9-5
日越親善協会	松永 秀	松永 秀	北区志茂2-59-5
日本で一番幸せなまち狛江を目指す会	雨宮 法男	雨宮 法男	狛江市岩戸南4-15-12
ぬのや和代後援会	布谷 和代	布谷 和代	青梅市西分町1-116-3
文京と東郷源	東郷 源	東郷 源	文京区本駒込2-12-16
港区を明るくする会	嶋脇 智美	嶋脇 智美	港区赤坂3-12-10
港区を明るくするティアラの会	嶋脇 智美	嶋脇 智美	港区赤坂3-12-10
むさしのデザイン研究会	吉川 裕貴	吉川 裕貴	武蔵野市吉祥寺東町4-11-3
無党派のチカラ	後閑 一博	山川 裕菜	荒川区荒川2-17-7
木信会	鈴木 陵允	友廣 清志	江東区東雲2-7-5
やなか竜雄後援会	谷中 竜雄	谷中 竜雄	武蔵野市吉祥寺北町3-5-3
山川ゆうな後援会	山川 裕菜	後閑 一博	荒川区荒川2-17-7
山下崇 後援会	山下 崇	山下 倫子	八丈町中之郷2477-1
吉田けいすけ後援会	吉田 桂介	石塚 大貴	北区赤羽2-4-2

発行
電話 東京都新宿区西新宿二丁目八番一(代)号
郵便番号 163-8001
定価 1円
本号 二箇月(郵送料を含む。)
六、六〇〇円

印刷所 電話 東京都勝美印刷株式会社
○三(三八一二)五二〇一(代)号社
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

このマークは、この商品が
リサイクルして作成されました。

FSC® C006270